

# 1. 新公益法人制度施行に伴う一般社団法人への移行について

会員皆様には既にご承知の通り、公益法人に関する制度改革が行われ、本年12月には公益法人制度改革関連の新3法が施行されることになっております。新法の施行後は、現在の公益法人は、5年以内に「公益社団・財団法人」か「一般社団・財団法人」に移行することが求められております<sup>1</sup>。

1: 新公益法人制度の詳細は、国・都道府県公式 公益法人行政総合情報サイト「公益法人 information」([https://www.koeki-info.go.jp/pictis\\_portal/](https://www.koeki-info.go.jp/pictis_portal/))をご参照ください。

この新公益法人制度への対応のため、これまで本会では「公益社団法人」の認定を目指して検討を進めてまいりました。

平成19年度事業報告および平成20年度事業計画に記す通り、19年度以降、綿密な検討と準備を重ね、本年10月現在、作業対応委員会では、既に「公益社団法人」の認定申請を行うに足る申請書類の準備は整えられたと思っております。

しかしながら、ガイドラインや申請書類の手引き等により、制度の詳細が明らかになるにつれ、当初期待していた「公益社団法人」に移行することのメリットが大きくないことが判明いたしました。「公益社団法人」と「一般社団法人」とでは特に税制面で大きな差があり、当初は「公益社団法人」の方が有利と考えておりましたが、最終的には、本会の場合、その差は大きくないことが判明してまいりました。

一方で、「公益社団法人」に移行する場合の大きなリスクとして、将来、何らかの理由で公益認定が取消された場合は、それまでに蓄えてきた本会の財産の多くを「公益目的財産残額」として他の公益法人等に贈与しなくてはならないことが分かってまいりました。

具体的には、例えば、事務局の人材不足等で煩雑な書類の提出が期日までにできなかった場合や、法人自らの理由で認定を取り下げた場合も同様の扱いとなります。

本会が、公益認定を受け「公益社団法人」となれば、社会的な信用も一層高まるであろうことは確かに喜ばしいことです。一方で、常に認定取消しのリスクと隣合せの運営を余儀なくされます。さらに万が一、認定取消しとなった場合には、本会は財産の多くを失い、学会運営そのものが成り立たなくなる懸念があります。

理事会ではこうした事情を踏まえつつ、いずれの法人に移行すべきかの慎重な検討を重ね、第538回理事会(9月24日開催)において、次を決議いたしました。

- (1)「公益社団法人」と「一般社団法人」のそれぞれのメリット・リスクから、総合的に判断し、本会はまず「一般社団法人」に移行する。
- (2)「一般社団法人」への移行スケジュールは、当初予定していた「公益社団法人」移行スケジュールと同様とする。
- (3)「一般社団法人」に移行後、新たな「学術法人法」の設置動向に注視し、また、それぞれの法人の運営に必要な事務作業の負担等を鑑み、必要が認められる段階で、適切な法人を選択し移行する。

以上の経緯をご理解いただき、本会はまず「一般社団法人」に移行することについてご承認をお願いいたします。